

## 鎌ヶ谷市電子入札約款

### (目的)

第1条 鎌ヶ谷市の発注する契約に係る競争入札を電子入札により行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び鎌ヶ谷市財務規則(昭和58年鎌ヶ谷市規則第5号)その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款の定めるところによるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、仕様書、図面、契約書案及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面、契約書案について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知に示した日時(以下、「入札書受付締切予定日時」という。)までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札書に記入する金額は円単位とし、入札回数は1回とする。

4 入札参加者は、鎌ヶ谷市競争入札参加業者資格審査を申請した代表者又は代理人(使用印鑑届兼委任状にある受任者をいう。)とする。

5 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

### (入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、入札を辞退することができる。

2 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札書受付締切予定日時までは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

(2) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までは、入札辞退届を契約担当者に持参により提出するものとする。

3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回をすることはできない。

4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、入札書受付締切予定日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることができる。

- 2 入札参加者が1人である場合は、特別な事情がない限り入札を取りやめることができる。
- 3 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期、又は紙入札への移行など運用の変更若しくは入札の執行を取りやめることができる。

(開札立会人)

第7条 開札の執行に当たり、当該入札の参加者は、開札に立ち会うことができる。立ち会いを希望する場合は、開札日前日までに鎌ヶ谷市に連絡するものとする。

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状にある受任者以外の代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金又は保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札

- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 電子認証書を不正に使用した入札
- (7) 入札金額に対する内訳書（以下、「入札金額内訳書」という。当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札
- (8) 提出された入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知で提出が定められた場合に限る。）が、次のいずれかの場合である入札
  - ア 内訳書の記載事項に重大かつ明白な不備がある場合
  - イ 入札金額内訳書の金額と入札書の金額が異なる場合
  - ウ 市が指定した内訳書以外の用紙を提出した場合
- (9) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札
- (10) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下、「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査報告書等を期限までに提出しない者のした入札
- (11) 総合評価落札方式による入札において、期限までに技術提案等に関する資料の提出がなかった者のした入札
- (12) 予定価格を事前公表した入札において、当該予定価格を超える金額の入札
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札

（入札の不調）

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は不調とする。

- (1) 入札の結果、予定価格に達しない入札
- (2) 最低制限価格を設定した入札において、入札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の金額での入札がない入札
- (3) 低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされると認められる者がいない入札

（保留）

第10条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査を実施する必要があるとき
- (2) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき
- (3) 契約担当者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第11条 工事又は製造の請負に係る入札において、最低制限価格を設けている場合は、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 工事又は製造の請負に係る入札において、低入札価格調査基準価格を設けている場合で、その基準価格を下回った価格をもって入札した者については、失格判定基準価格以上の価格をもって入札した者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かを調査したうえで落札者とする。

3 業務委託、物品の購入その他に係る入札及び工事又は製造の請負に係る入札で、最低制限価格を設けていない場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

4 市の歳入の原因となる入札においては、予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第12条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子入札システムによる電子くじを実施して、落札者を決定する。

(契約の締結)

第13条 落札者は、契約書の作成を要する契約については、落札決定の日から5日以内に所定の契約書に記名押印し、関係書類を添付のうえ、契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 契約書の作成を要しない契約についても、落札者は前項に規定する期間内に請書その他これに準ずる書面を提出しなければならない。

3 落札者が前2項に規定する期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 落札者は、当該契約の締結に際し、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、契約担当者が特に必要ないと認めたときは、この限りでない。

(1) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する金融機関（出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第

4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証

- (2) 当該契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (3) 当該契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (4) 契約保証金の納付
- (5) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。ただし、入札公告等により別に定めがある場合又は契約担当者が必要と認める場合は、この限りでない。

3 落札者は、前項第1号、第2号、第3号又は第5号に規定する保証を契約保証金に代わる担保として提供するときは、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(異議の申立)

第15条 入札をした者は、入札後、本約款、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(入札金額内訳書の提出)

第16条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。

(その他)

第17条 本約款に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この約款は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年7月12日から施行する。